

## ✦ 貨物概要

合成繊維製の編物から成る電気敷き毛布（起毛したもの）

性 状：長方形で、表地と裏地の間に電熱線を配線、保持し縫い合わせたものであり、両面に起毛させたパイル面を有する。生地の上すべての辺には、縁加工が施されている。

素 材：ポリエステル 100%

サイズ：（幅）140 cm × （奥行）80 cm

用 途：敷き布団又はマットレスの上に敷いて使用。



## ✦ 分類

関税率表第 6301.10 号（統計番号 6301.10-000）の電気毛布。

## ✦ 分類理由

本品は、両面に起毛させたパイル面を有する合成繊維製の生地から成る電気加熱式の毛布であり、関税率表第 85 類注 1 (a)、同表第 63.01 項の規定及び同表解説第 63.01 項の記載により、電気毛布として上記のとおり分類されます。

（参考）関税率表第 85 類注 1 (a)

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）